

北区選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法に基づいて行う各種選挙の投票区（昭和34年2月5日北区選挙管理委員会告示第36号）の一部を次のとおり改めます。

令和7年4月1日

北区選挙管理委員会  
委員長 山内 美加

第18投票区の項中「中川川登」の右に「、杉阪道風町、杉阪都町、杉阪東谷、杉阪南谷、杉阪北尾、真弓八幡町、真弓善福」を加える。

第22投票区及び第23投票区の項を削除し、第19投票区及び第20投票区の項を次のとおり改める。

第19投票区	西賀茂川上町、西賀茂南川上町、西賀茂中川上町、西賀茂北川上町、西賀茂圓峰、西賀茂井ノ口町、西賀茂妙見堂、西賀茂蛙ヶ谷、西賀茂蟹ヶ坂町、西賀茂樋ノ口町、西賀茂山ノ森町、西賀茂上庄田町、西賀茂北山ノ森町、西賀茂下庄田町、大宮萩原、上賀茂備後田町、上賀茂茨谷町、上賀茂十三石山、上賀茂毛穴井町、上賀茂二軒家町、上賀茂柊谷町、上賀茂中嶋河原町、上賀茂北ノ原町、上賀茂六段田町、上賀茂前田町、上賀茂女夫岩町、上賀茂神山、上賀茂赤尾町、上賀茂壱町口町、上賀茂葵田町、上賀茂大柳町、上賀茂津ノ国町、上賀茂音保瀬町、上賀茂東後藤町、上賀茂西後藤町、上賀茂西上之段町、上賀茂中山町、上賀茂東上之段町、上賀茂中ノ坂町、上賀茂西河原町、上賀茂舟着町、上賀茂中ノ河原町、上賀茂馬ノ目町、上賀茂上神原町、上賀茂坂口町、上賀茂下神原町、上賀茂葵之森町、上賀茂朝露ヶ原町の一部（1番地～27番地、28番地の3～28番地8、28番地の10、28番地の13、28番地の16～28番地の21、28番地の23、28番地の24及び107番地～113番地の区域）、上賀茂本山の一部（1番地～3番地及び343番地の区域）
第20投票区	大北山松鷗山町、大北山原谷乾町、大北山長谷町

(北区選挙管理委員会事務局)